

平成 3 0 年度

食品廃棄物等の発生抑制及び

再生利用の促進の取組に係る実態調査¹

報告書

平成 3 1 年 3 月

¹ 「平成 30 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）の一部において実施されたもの。

I. 地方公共団体による取組に関する調査

平成 27 年 7 月末に新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関係省令・告示が公表された。その中で、市区町村は、食品循環資源の再生利用等や家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、官民をあげた食品ロス削減の推進や再生利用事業計画認定制度等の推進、国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進等を行うこととされている。

また、平成 28 年 1 月 21 日公表された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村における家庭系食品ロスの発生状況の把握を進める目標値が定められた。

これらを踏まえ、市町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの発生量を含めた食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収）の実施状況に関する実態調査を行った。実態調査の結果を踏まえ、家庭から排出される食品廃棄物及び食品ロスの発生量の全国推計を行った。

第 1 章 アンケート調査

1. 調査対象

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、全市区町村に対してアンケート調査を実施した。

2. 調査項目

アンケート調査は、以下の項目について調査を行った。

図表 1 市町村アンケートの調査項目

調査項目	
食品廃棄物・食品ロスの発生状況	➤ 食品廃棄物の収集方法 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法 ➤ 組成調査の実施方法 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法

3. 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2018 年 10 月 5 日から 2018 年 11 月 2 日とし、市区町村からの回答を都道府県で回収・集計した後、環境省を通じてメールにて調査票の回収を行った。

4. 回収結果

総回答数は1,707件で、回収率は98.0%であった。うち、1件は無効回答であったため、有効回答数は1,706件である。各都道府県における回収結果を下表に示す。

図表3 回収結果（都道府県別）

		自治体数	回答数	未回答数	回収率
北海道地方	北海道	179	178	1	99.4%
東北地方	青森県	40	40	0	100.0%
	岩手県	33	22	11	66.7%
	宮城県	35	35	0	100.0%
	秋田県	25	17	8	68.0%
	山形県	35	35	0	100.0%
	福島県	59	58	1	98.3%
関東地方	茨城県	44	44	0	100.0%
	栃木県	25	25	0	100.0%
	群馬県	35	32	3	91.4%
	埼玉県	63	63	0	100.0%
	千葉県	54	54	0	100.0%
	東京都	62	59	3	95.2%
	神奈川県	33	33	0	100.0%
中部地方	新潟県	30	30	0	100.0%
	富山県	15	15	0	100.0%
	石川県	19	19	0	100.0%
	福井県	17	17	0	100.0%
	山梨県	27	27	0	100.0%
	長野県	77	77	0	100.0%
	岐阜県	42	42	0	100.0%
	静岡県	35	35	0	100.0%
	愛知県	54	54	0	100.0%
近畿地方	三重県	29	29	0	100.0%
	滋賀県	19	14	5	73.7%
	京都府	26	26	0	100.0%
	大阪府	43	41	2	95.3%
	兵庫県	41	41	0	100.0%
	奈良県	39	39	0	100.0%
	和歌山県	30	30	0	100.0%
中国地方	鳥取県	19	19	0	100.0%
	島根県	19	19	0	100.0%
	岡山県	27	27	0	100.0%
	広島県	23	23	0	100.0%
	山口県	19	19	0	100.0%
四国地方	徳島県	24	24	0	100.0%
	香川県	17	17	0	100.0%
	愛媛県	20	20	0	100.0%
	高知県	34	34	0	100.0%
九州・沖縄地方	福岡県	60	60	0	100.0%
	佐賀県	20	20	0	100.0%
	長崎県	21	21	0	100.0%
	熊本県	45	45	0	100.0%
	大分県	18	18	0	100.0%
	宮崎県	26	26	0	100.0%
	鹿児島県	43	43	0	100.0%
	沖縄県	41	41	0	100.0%
全体		1741	1707	34	98.0%

5. 集計結果

回収した調査票 1,706 件（一部事務組合を除く）を対象として集計を行った。調査項目ごとの集計結果は以下のとおりである。

5.1 食品廃棄物・食品ロスの発生状況

1) 食品廃棄物の収集方法

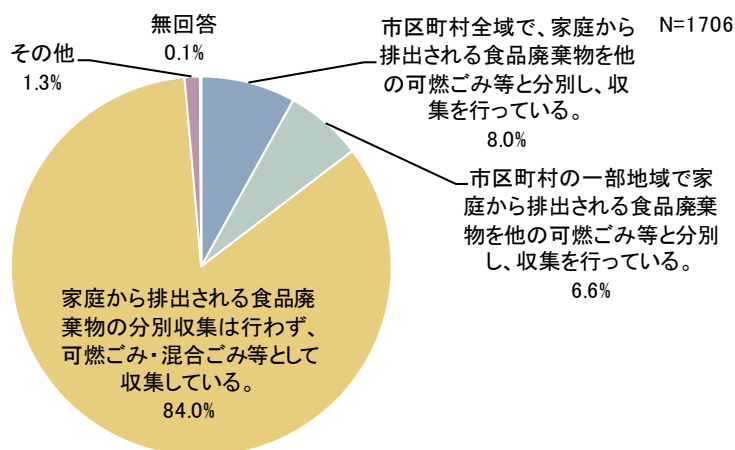
家庭から排出される食品廃棄物の収集方法についてお伺いしたところ、「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」、「市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」が、それぞれ 137 件（8.0%）、112 件（6.6%）であり、分別収集を行っている市区町村は全体の 14.6% であった（一部地域・世帯での実施を含む）。

昨年度調査（H29 年度調査）で分別収集を実施していると回答した市区町村は 244 件、全体の 14.3%（全域で実施が 131 件（7.7%）、一部地域でのみ実施が 113 件（6.6%））であり、分別収集の実施状況は横ばいといえる（昨年度調査の集計対象は、1709 市区町村）。

これを人口規模別にみると、分別収集を行っているのは人口規模の小さい都市に多く、人口 5 万人未満の都市の約 18%が全域又は一部地域で食品廃棄物の分別収集を行っていることが分かった。また、人口規模 5 万人以上 50 万人未満の都市でも、10%前後で全域又は一部地域での分別収集を行っている。

「その他」の回答は、「生ごみは収集せず、各家庭でコンポストや電動生ごみ処理機を使用して堆肥化している。」「生ごみは自家処理を基本とし、減量後可燃ごみと一緒に収集」等が挙げられた。

図表 3 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法



図表 4 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

	件数	割合
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	137	8.0%
2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている	112	6.6%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している	1,433	84.0%
4. その他	22	1.3%
無回答	2	0.1%
合計	1,706	100.0%

図表 5 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（人口規模別）

	1)50 万人以上	2)10 万人以上	3)5 万人以上	4)5 万未満	合計
全体	35	245	260	1166	1706
	(100)	(100)	(100)	(100)	
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	0	3	7	127	137
	(0)	(1)	(3)	(11)	
2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	0	17	19	76	112
	0	(7)	(7)	(7)	
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している。	35	224	230	944	1433
	(100)	(91)	(88)	(81)	
4. その他	0	1	4	17	22
	(0)	0	(2)	(1)	

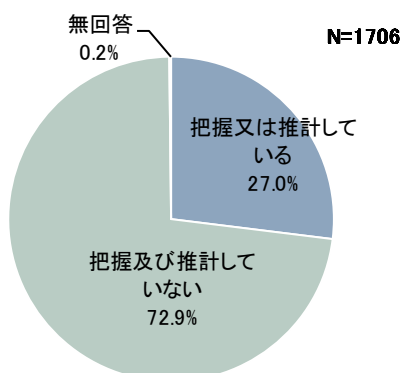
※ () 内は全体を 100 とした場合の割合。以下同様。

2) 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無については、「把握又は推計している」が 460 件（27.0%）であった。人口規模別にみると、50 万人以上の都市では 83%が把握又は推計をしている一方、人口規模が小さくなると把握又は推計の実施率が低くなり、5 万人未満の市区町村では把握又は推計をしているのは 20%にとどまる。

なお、「把握及び推計していない」と回答している市区町村の中には、1)において、「市町村全域で分別収集を行っている」と回答した市町区村のうちの約 3 割（36 市区町村）が、また、「市町村の一部地域で分別収集を行っている」と回答した市区町村の過半数（56 市区町村）が含まれていた。

図表 6 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無



図表 7 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

	件数	割合
1. 把握又は推計している	460	27.0%
2. 把握及び推計していない	1,243	72.9%
無回答	3	0.2%
合計	1,706	100.0%

図表 8 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無（人口規模別）

	1)50 万人以 上	2)10 万人以 上	3)5 万 人以上	4)5 万 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	260 (100)	1166 (100)	1706
1. 把握又は推計している	29 (83)	118 (48)	80 (31)	233 (20)	460
2. 把握及び推計していない	6 (17)	127 (52)	179 (69)	931 (80)	1243
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3

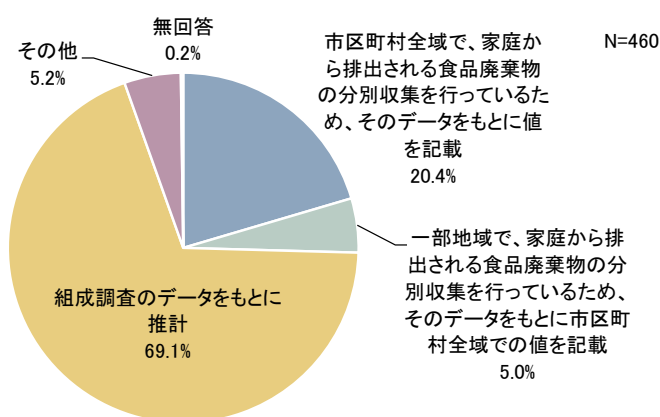
3) 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

2)で家庭から排出される食品廃棄物の量を把握又は推計していると回答した 460 市区町村を対象に、食品廃棄物の量の計算方法についてお伺いした。

食品廃棄物の量の計算方法としては、「組成調査のデータをもとに推計」が 318 件（69.1%）と最も多く、次いで「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載」（分別収集の結果を活用）が 94 件（20.4%）であった。

「その他」の回答としては、「一部の地域での食品廃棄物の分別収集量から推計」、「一部の地域で実施している食品廃棄物の分別収集量と他地域での可燃ごみ組成調査結果から推計」、「別途実施しているアンケート調査の結果から推計」、「類似自治体の過去の組成調査結果から推計」などが挙げられた。

図表 9 家庭から排出された食品廃棄物の量の計算方法

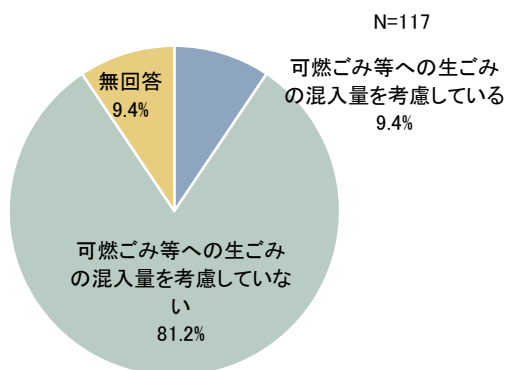


図表 10 家庭から排出された食品廃棄物の量の計算方法

	件数	割合
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載	94	20.4%
2. 一部の地域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに市区町村全域での値を記載	23	5.0%
3. 組成調査のデータをもとに推計	318	69.1%
4. その他	24	5.2%
無回答	1	0.2%
合計	460	100.0%

3)で、全域または一部地域で実施している分別収集の結果に基づいて推計を行っている」と回答した市町村について、可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮して推計を行っているかを尋ねたところ、95 件（81.2%）が「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない」であった。「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮している」と回答したのは、11 件（9.4%）であった。「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない」場合には、可燃ごみ等の食品廃棄物の混入量が多い場合において、一部過小評価となっている可能性があると考えられる。

図表 11 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮



図表 12 可燃ごみ等への生ごみの混入量の配慮

	件数	割合
1. 可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮している	11	9.4%
2. 可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない	95	81.2%
無回答	11	9.4%
合計	117	100.0%

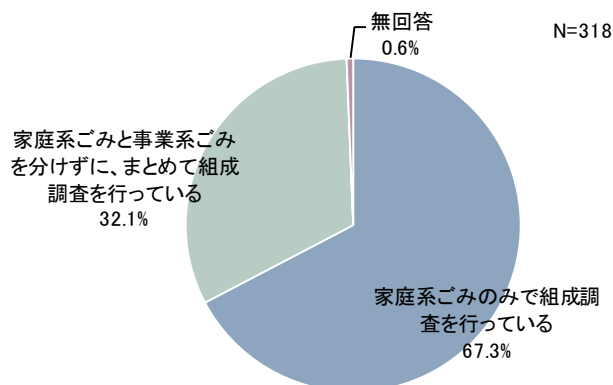
4) 組成調査の実施方法

3)で組成調査をもとに食品廃棄物の量を推計したと回答した 318 市区町村に対し、組成調査における調査対象や調査方法等についてお伺いした。

① 調査対象

組成調査の対象としては、「家庭系ごみのみで組成調査を行っている」が 214 件（67.3%）と最も多く、次いで「家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて組成調査を行っている」が 102 件（32.1%）であった。

図表 13 組成調査の対象



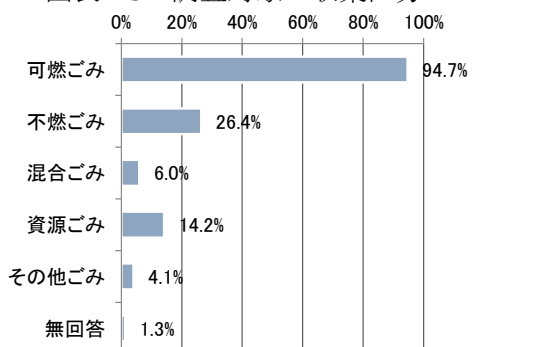
図表 14 組成調査の対象

	件数	割合
1. 家庭系ごみのみで組成調査を行っている	214	67.3%
2. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずに、まとめて組成調査を行っている	102	32.1%
3. その他	0	0.0%
無回答	2	0.6%
合計	318	100.0%

② 調査対象とする収集区分

また、組成調査の対象とする収集区分としては、「可燃ごみ」を対象としている市区町村が 301 件（94.7%）と最も多く、9 割以上を占めた。次いで、「不燃ごみ」や「資源ごみ」であった。

図表 15 調査対象の収集区分



図表 16 調査対象の収集区分

	件数	割合
1. 可燃ごみ	301	94.7%
2. 不燃ごみ	84	26.4%
3. 混合ごみ	19	6.0%
4. 資源ごみ	45	14.2%
5. その他ごみ	13	4.1%
6. 無回答	4	1.3%
合計	318	100.0%

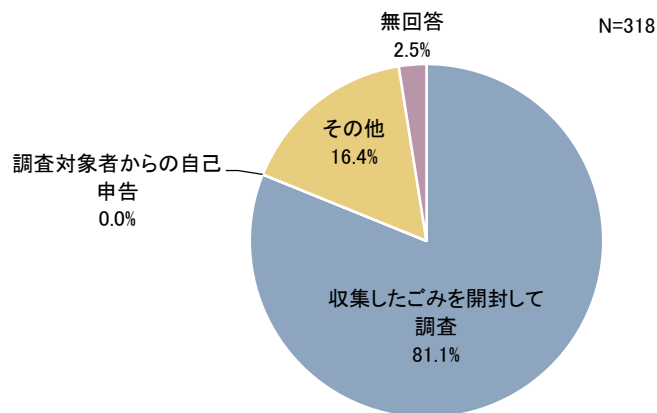
※複数選択回答のため、選択した回答数の合計が回答市町村数と一致しない。

③ 調査方法

組成調査の調査方法としては、「収集したごみを開封して調査している」が 258 件（81.1%）と最も多く、「調査対象者からの自己申告により調査している」は 0 件であった。

その他の回答としては、「貯塵ピットから抽出して組成調査を実施している」「焼却施設ピット内から定期的に数回拾い上げて調査」「ごみ質分析（環整第 95 号）」や、「排出時の聞き取り調査」などが挙げられた。また、その他の回答の中にも「家庭から収集したごみの開封調査」と記入する例が散見されることから、今後の調査ではそれらの回答が組成調査に含まれるよう工夫が必要と考えられる。

図表 17 組成調査の調査方法



図表 18 組成調査の調査方法

	件数	割合
1. 収集したごみを開封して調査	258	81.1%
2. 調査対象者からの自己申告	0	0.0%
3. その他	52	16.4%
無回答	8	2.5%
合計	318	100.0%

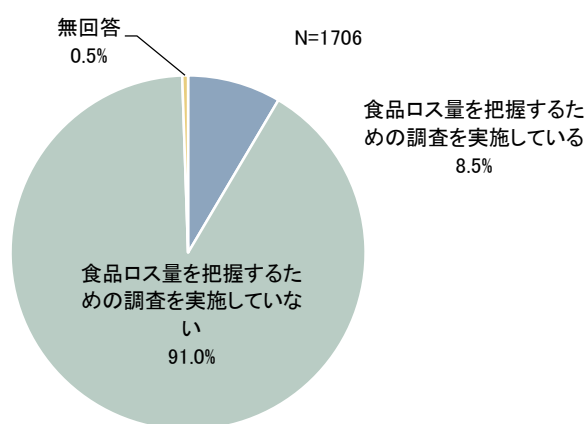
5) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無については、「食品ロス量を把握するための調査を実施している」が 145 件（8.5%）であり、昨年度調査時の 109 件（6.4%）よりも増加したが、食品廃棄物の量を把握又は推計している市区町村が 460 件であることに照らすと、依然として食品ロスについては実態把握が進んでいない状況であった。

これを人口規模別にみると、50 万人以上の都市では、80%が食品ロス量の調査を実施している一方で、50 万人未満 10 万人以上の都市では 26%と大きく減少し、5 万人未満では実施率は 3%となっている。

人口ベースでみると、食品ロス量の調査を実施している市区町村の合計人口（平成 28 年）は 49,812,498 人となり、日本の人口の約 39%に相当する。

図表 19 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無



図表 20 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

	件数	割合
1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している	145	8.5%
2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない	1,552	91.0%
無回答	9	0.5%
合計	1,706	100.0%

図表 21 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無（人口規模別）

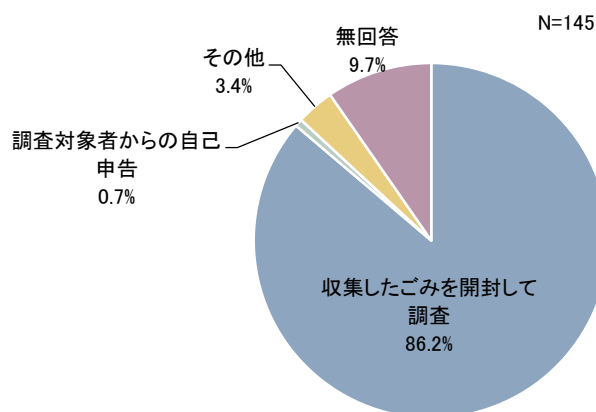
	1)50 万人以上	2)10 万人以上	3)5 万人以上	4)5 万未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	260 (100)	1166 (100)	1706
1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している	28 (80)	63 (26)	23 (9)	31 (3)	145
2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない	7 (20)	182 (74)	236 (91)	1127 (97)	1552
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	8 (1)	9

6) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果

① 調査方法

家庭から排出された食品ロス量の調査を実施している市区町村に対して、調査の実施方法をお伺いしたところ、「収集したごみを開封して調査している」が 125 件（86.2%）と最も多く、約 9 割を占めた。「調査対象者からの自己申告により調査している」と回答した市区町村は 1 件であった。

図表 22 家庭から排出された食品ロス量の調査方法



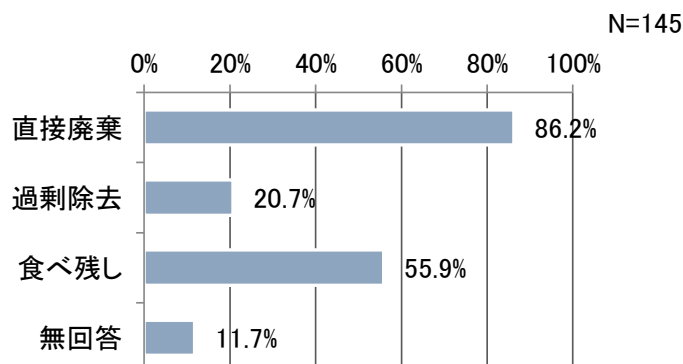
図表 23 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

	件数	割合
1. 収集したごみを開封して調査	125	86.2%
2. 調査対象者からの自己申告	1	0.7%
3. その他	5	3.4%
無回答	14	9.7%
合計	145	100.0%

② 調査対象

調査対象（食品ロスの内訳）としては、「直接廃棄」を調査対象としている市区町村が 125 件（86.2%）と最も多くなっている。次いで「食べ残し」が 81 件（55.9%）、「過剰除去」が 30 件（20.7%）であった。また回答の中には、「食べ残し」と「過剰除去」を同一の分類としているとの記入も多かった。

図表 24 調査対象（食品ロスの内訳）



図表 25 調査対象（食品ロスの内訳）

	件数	割合
1. 直接廃棄	125	86.2%
2. 過剰除去	30	20.7%
3. 食べ残し	81	55.9%
無回答	17	11.7%
合計	145	100.0%

※過剰除去と食べ残しを合わせて調査している等、2 つの区分を合わせて実施している場合も含まれる。

7) 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

① 推計の実施の有無

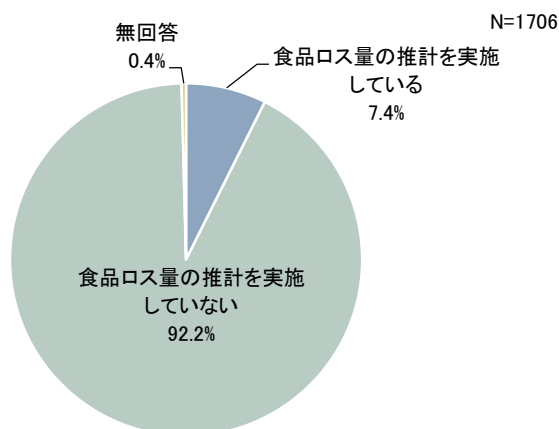
家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無についてお伺いしたところ、「食品ロス量の推計を実施している」が 126 件（7.4%）であった。

5) で「食品ロス量の調査を実施している」と回答したのは 145 件であったが、このうち「推計は実施していない」とした市区町村が 19 件あった。本来はこれらの市区町村でも食品ロスの調査をもとに食品ロス量を推計することが可能であると考えられ、今後推計の実施を促すことにより、食品ロスの推計を実施している市区町村は 145 件以上（126 件+19 件）に拡大できると考えられる。

食品ロス量の推計の実施状況を人口規模別にみると、5) に示した食品ロス量の調査の実施と同様に、50 万人以上の都市では、77%が食品ロス量の推計を実施している一方で、人口規模が小さくなると推計の実施率は低くなっている。

人口ベースでみると、食品ロス量の推計を実施している市区町村の合計人口（平成 28 年度）は 44,766,441 人となり、これは日本の人口の約 35%に相当する。

図表 26 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無



図表 27 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	件数	割合
1. 食品ロス量の推計を実施している	126	7.4%
2. 食品ロス量の推計を実施していない	1,573	92.2%
無回答	7	0.4%
合計	1,706	100.0%

図表 28 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	1)50 万人以上	2)10 万人以上	3)5 万人以上	4)5 万未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	260 (100)	1166 (100)	1706
1. 食品ロス量の推計を実施している	27 (77)	50 (20)	20 (8)	29 (2)	126
2. 食品ロス量の推計を実施していない	8 (23)	193 (79)	239 (92)	1133 (97)	1573
無回答	0 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (0)	7

8) 家庭から排出された食品ロスの量とその計算方法

① 食品ロスの量の回答があった市区町村数

7)で食品ロス量の推計を実施していると回答した市区町村に対して、食品ロス量と計算方法についてお伺いしたところ、99 の市区町村が食品ロス量を記入した。このうち内訳ごとの値の記入があったのは、直接廃棄 80 件、過剰除去 10 件、食べ残し 30 件であった。

なお、組成調査等により可燃ごみに占める食品ロスの割合を把握していても、発生量を算出していない場合や、直接廃棄や食べ残しを推計しているが、食品ロス量全体を推計していない場合において、食品ロス量の記入がない市区町村があるため、7)で推計を実施していると回答した市区町村数と食品ロス量の記入があった市区町村数は一致しない。

図表 29 家庭から排出された食品ロス量の記入があった市区町村数

		回答数
食品ロス量		99
	直接廃棄	80
	過剰除去	10
	食べ残し	30

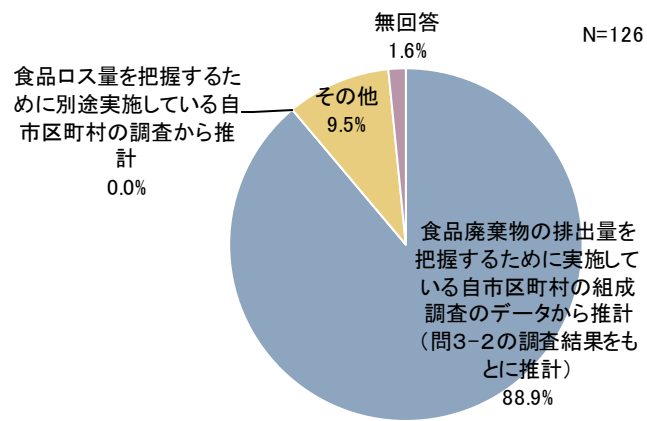
※過剰除去及び食べ残しを区分せずに推計している場合は、どちらかの分類に合計量を記入している場合がある。

② 食品ロスの量の計算方法

上記の食品ロス量の計算方法は、「食品廃棄物の排出量を把握するために実施している自市区町村の組成調査のデータから推計している」が 112 件 (88.9%) と最も多く、「その他」と回答した市区町村が 12 件 (9.5%) であった。

その他の回答としては、「一般廃棄物処理基本計画の策定時に実施したごみ排出実態調査等」の他、「環境省又は農林水産省による調査結果」、「他の市区町村の推計事例」などの他の調査結果から推計を行ったと回答する市区町村が多かった。

図表 30 食品ロス量の計算方法



図表 31 食品ロス量の計算方法

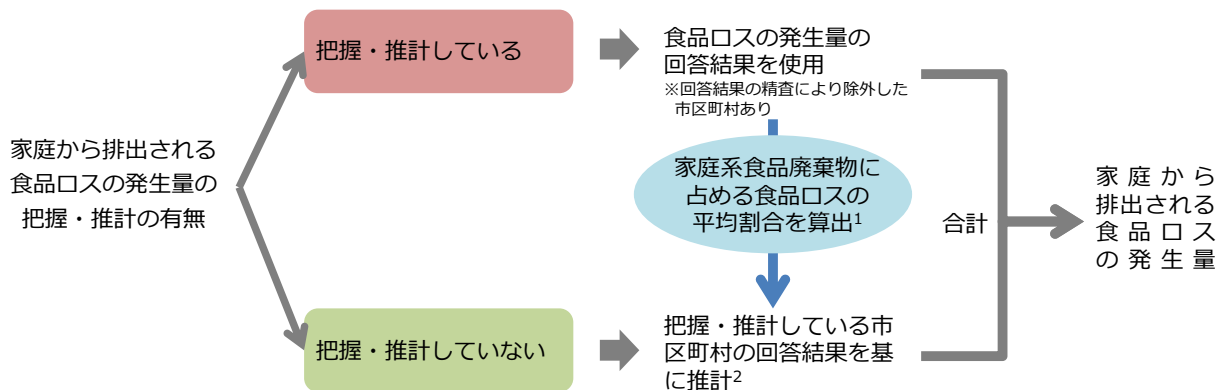
	件数	割合
1. 食品廃棄物の排出量を把握するために実施している自市区町村の組成調査のデータから推計	112	88.9%
2. 食品ロス量を把握するために別途実施している自市区町村の調査から推計	0	0.0%
3. その他	12	9.5%
無回答	2	1.6%
合計	126	100.0%

6. 家庭から排出される食品ロスの発生量の全国推計

食品ロス発生量の推計については、以下のとおり、家庭から排出される食品ロスの発生量の把握・推計の状況別に行った。

なお、各市区町村の回答結果を精査した所、食品ロス量の内訳（直接廃棄²、過剰除去³、食べ残し⁴）のうち、一部の食品ロス量のみ推計している場合や、内訳が不明な市区町村が多かったため、本推計では食品ロス量の内訳ごとに各市区町村の食品ロス量を推計することとした。

図表 32 家庭から排出される食品ロス量の推計方法



1) 「食品ロスの発生量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、直接廃棄、過剰除去、食べ残しの区分それぞれについて、組成調査の結果を基に推計していて、内訳、推計方法が明確で妥当と考えられるデータ（＝食品ロス発生量を推計に用いた市区町村のデータ）を抽出し、各市区町村の食品廃棄物の発生量を基に、食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しのそれぞれの割合を算出した。これらの他に、今年度は食品ロス発生量の回答がなかった市区町村で、平成25・26年度の本調査において食品ロス発生量が推計に用いられた市区町村の食品廃棄物に占める食品ロスの割合のデータを加え、単純平均した。

2) 「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村について、上記で推計した食品廃棄物の発生量に、1) で算出した家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合を乗算し、発生量を推計した。

まず、「食品ロス発生量の把握・推計を行っている」と回答した市区町村については、把握・推計方法を精査した上で、農林水産省が実施している食品ロス統計や、他の自治体の組成調査結果等を用いて推計している場合、食品ロス量以外の調理残さ等も含めた推計を行っている場合を除いて、回答された発生量（＝各市区町村の推計結果）を用いた。また、平成29年度以降の調査結果を回答

² 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

³ 調理時にだいの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

⁴ 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

している場合についても、平成 28 年度対象の推計であるため、除いた。除外された市区町村については、「食品ロス発生量の把握・推計を行っていない」と回答した市区町村と合わせて、拡大推計の対象とした。

図表 33 推計方法別市区町村数

	①各市区町村による 推計結果を使用	②拡大推計	合計
直接廃棄	58	1,683	1,741
過剰除去	1	1,740	1,741
食べ残し	13	1,728	1,741

拡大推計の対象とした市区町村については、「1. 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計」で推計した食品廃棄物の発生量に、家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しそれぞれの割合の平均値を乗算することで求めた。

割合は、各市区町村による食品ロス発生量の推計結果を使用した市区町村及びこれらの市区町村以外で、平成 25 年度から平成 27 年度の本調査において食品ロス発生量の回答結果を推計に用いた市区町村のデータから、家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しのそれぞれの割合を市区町村ごとに算出し、平均値から標準偏差の 2 倍以上の小さな値を外れ値として除外したうえで、平均値を算出した（単純平均）。家庭系食品廃棄物に対する食品ロスの割合の算出に用いた市区町村数と、平均値は以下のとおりである。

上記で算出した家庭系食品廃棄物に占める食品ロス量の割合の平均値（直接廃棄：10.8%、過剰除去：11.4%、食べ残し：13.4%）と、家庭から排出される食品廃棄物の発生量を用いて、食品ロス量を推計していない市区町村の食品ロス量を推計した。

図表 34 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合

	市区町村数	食品廃棄物に対する食品 ロス量の割合（単純平均）
直接廃棄	90	10.8%
過剰除去	3	11.4%
食べ残し	20	13.4%
合計		36.8%

図表 35 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
直接廃棄	12.4%	12.1%	10.4%	9.9%	10.8%
過剰除去	10.1%	10.7%	11.1%	10.7%	11.4%
食べ残し	12.3%	11.8%	12.4%	13.4%	13.4%
合計	34.8%	34.6%	34.0%	34.1%	35.6%

推計の結果、全国から発生する食品ロス量は、直接廃棄が「887 千 t」、過剰除去が「897 千 t」、食べ残しが「1,121 千 t」で、食品ロス量合計は「2,906 千 t」と推計された。

昨年度の食品ロス量（2,888 千 t）から横ばいであった。

図表 36 食品ロス量の推計結果

	①各市区町村の推計 結果を使用		②拡大推計				食品ロス 量合計 (千 t/ 年)
	市区町村 数	食品ロス 量 (千 t /年)	市区町村 数	食品廃棄 物の発生 量 (千 t /年)	食品ロス 量の割合 (%)	食品ロス 量 (千 t /年)	
直接廃棄	58	229	1,683	6,073	10.8%	658	887
過剰除去	1	2	1,740	7,873	11.4%	895	897
食べ残し	13	179	1,728	7,007	13.4%	942	1,121
合計	—	411	—	—	—	2,495	2,906

※百の位を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない。

図表 37 家庭系食品ロス量の推計結果（昨年度、一昨年度との比較）

